

基 監 発第 0926001 号

基賃時発第 0926001 号

平成 15 年 9 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局 監督課長

賃金時間課長

平成 15 年度ゆとり創造月間の実施について

標記月間については、平成元年 9 月 29 日付け基発第 5-28 号「ゆとり創造月間の実施について」に基づき実施してきたところであるが、本年度の「ゆとり創造月間」においては、労働時間管理の適正化と賃金不払残業の解消を図ることを目的とした「賃金不払残業解消キャンペーン月間」を併せて実施することとし、その具体的な実施内容は下記のとおりとするので、各局においては、創意工夫の上、その効率的かつ効果的な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、都道府県に対しては、別添のとおり当該月間の実施についての協力を依頼しているので、実施に当たっては十分な連携を図られたい。

記

1 ゆとり創造月間のポスター及びリーフレットの活用について

上記通達別添 1 「ゆとり創造月間実施要綱」の 3 の (2) に関しては、ゆとり創造月間のポスター及びリーフレットを各局あてに送付するので、ポスターについては、局、署に掲示するとともに、都道府県、市町村、金融機関、百貨店、商店街等の協力を得て、その関係施設等に掲示すること。

また、リーフレットについても、集団指導等の場において配布する等により有効に活用するとともに、下記 3 の長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムの開催地の局については、リーフレットの裏面にその開催案内を入れることとしているので、効果的に配布すること。

なお、JR各社及び社団法人公営交通事業協会等へのポスターの掲示依頼については、本省において実施することとしているが、各局においても、最寄りの駅等に対して、その掲示依頼に努めることとし、また、社団法人日本民営鉄道協会傘下の各企業に対しては、各局において掲示依頼すること。

2 労働時間短縮好事例表彰について

労働時間短縮好事例表彰については、地域の事情により、実施を希望する局において実施するものとして差し支えないこと。

3 長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウムの実施について

本月間中に社団法人全国労働基準関係団体連合会（以下「全基連」という。）の栃木、東京、長野、愛知、京都、大阪、愛媛、長崎及び熊本の各支部において、長期休暇制度の導入に向けての気運の醸成を図ることを目的とした「長期休暇制度の普及と定着に関するシンポジウム」が労使関係者の参加の下に開催されるので、開催地の局においては、全基連支部と連携を図り、その積極的な広報活動に努める等効果的な開催に配慮すること。

4 賃金不払残業解消キャンペーン月間について

本年5月に策定した「賃金不払残業総合対策要綱」に基づく「賃金不払残業解消キャンペーン月間」については、ゆとり創造月間に併せて次により実施すること。

(1) 賃金不払残業解消キャンペーン月間（ゆとり創造月間）のポスター及びリーフレットの活用について

賃金不払残業解消キャンペーン月間（ゆとり創造月間）のポスター及びリーフレットについても各局あてに送付するので、ポスターについては、ゆとり創造月間のポスターと同様に掲示及び掲示依頼すること。

また、リーフレットについても、集団指導等の場において配布する等により有効に活用すること。

(2) 周知啓発等の実施について

① 改正労働基準法周知のために開催する集団指導等の場において、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（以下「指針」という。）の周知を併せて実施するよう努めること。

② 事業主団体等を通じた指針の周知啓発に努めること。

③ 地方公共団体や関係団体等の広報誌の活用及び報道機関への協力依頼等による広報活動の実施に努めること。

別添

基 監 発第 0926002 号

基賃時発第 0926002 号

平成 15 年 9 月 26 日

都道府県労働主管部長 殿

厚生労働省労働基準局 監督課長

賃金時間課長

平成 15 年度ゆとり創造月間の実施について

標記月間については、平成元年 9 月 29 日付け労発第 206 号、基発第 528 号「ゆとり創造月間の実施について」により、都道府県労働局長と連携の上、本月間の周知及び広報・啓発活動に関して、御協力をいただけるようお願いしているところです。

本年度のゆとり創造月間の具体的な実施内容については、別添のとおり都道府県労働局長に対して指示したところですので、貴職におかれましても、ゆとり創造月間の趣旨を御理解の上、御協力をいただきますようお願いします。

(別添略)